

翻 訳

中国における貿易の国家独占制を
めぐる論争（Ⅱ）

対外貿易の国家独占制と貿易体制の改革*

—— 邱 徳民氏との論争 ——

童 書 興 著
片 岡 幸 雄 訳

邱徳民氏は、1986年12月「国際貿易問題」と「世界経済」の2学術誌に同時に自らの論文「ソ連の貿易の国家独占制と中国の統一対外貿易体制」（前号掲載論文）を発表した。⁽¹⁾ 邱氏は、ソ連の対外貿易の国家独占制とわが国の統一対外という問題について、自らの見解を打ち出した。丹念に邱徳民氏の論文に目を通したが、邱氏の論点や問題提起の仕方には事実に対する部分が多く、一般に受け容れ難いように思われる。そこで、以下のよう
な問題について、邱徳民氏の見解を検討してみたい。

* 童書興『外貿国家壟断制和外資体制改革-邱徳民同志商榷』、「国際貿易問題」、1987年第5期掲載論文

(1) 邱徳民『蘇聯外貿国家壟断制与我国的統一対外』、「国際貿易問題」、1986年第6期、「世界経済」、1986年第12期。片岡幸雄・林家凡共訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（Ⅰ）・ソ連の貿易の国家独占制と中国の統一対外貿易体制』、「広島経済大学経済研究論集」、第16巻第2号、1993年。邦訳論文は上掲「世界経済」誌1986年第12期掲載論文の全訳である。

一 貿易体制の改革という条件の下における 対外貿易の国家独占制の位置

ソ連及び東欧などの社会主義諸国では、六十年代中頃から、貿易体制改革を含む経済体制の改革が行われてきた。現在そういった改革の動きはさらに進んでいる。

貿易体制の改革という条件の下では、対外貿易の国家独占制の行方はどうなるのか。邱徳民氏はかの論文の中でこの問題について自らの見解を述べている。

邱徳民氏は、かの論文の冒頭で次のように明確に問題を提起している。

「ソ連の対外貿易の国家独占制はソ連の特殊な歴史的条件下でつくり出されたものであり、明らかに歴史的限定性を持っている。したがって、社会主義国家の今日の経済における貿易の発展には十分応えることができない。必ずや改革を行わなければならない」⁽²⁾。

ソ連の対外貿易の国家独占制の改革を行うという場合、一体何を改革するのか。

邱徳民氏によると、「対外貿易の国家独占制は、あらゆる対外貿易業務を専門の国家機関にすべて集中した、対外貿易部がすべてを一手に握った完全独占経営である」⁽³⁾。つまり、対外貿易の国家独占制とは完全独占経営であるという論から出発し、「改革の焦点は、過度に集中された国家管理と国家独占経営、即ち完全独占経営の改革にあると考える」⁽⁴⁾のである。

貿易体制の改革を経て、国家の完全独占経営のやりかたを打破した後、対外貿易の国家独占制の運命はどうなるのか。邱徳民氏の立場、対外貿易の国家独占とは、国家による貿易の完全独占経営であり、貿易体制改革の焦点はとりもなおさず、国家による完全独占経営の改革にあるとする主張

(2) 邱徳民『蘇聯外貿国家壟断制与我国的統一對外』、「國際貿易問題」、1986年第6期、1頁。同上邦訳、同上「論集」、107頁。

(3) 同上論文、同上誌、4頁。同上邦訳、同上「論集」、115頁。

(4) 同上論文、同上誌、3頁。同上邦訳、同上「論集」、111頁。

からすれば、自ずから結論はすべてがすっきりしたものにはなる。

ここ最近の一兩年の間に、ソ連では貿易体制改革問題についてのいくつかの重大な決議が採択された。ソ連の学者達もこの問題に関して多くの論文を発表してきているが、意見はいずれも邱徳民氏のものとは大きく異なっている。

ソ連の学者達は邱徳民氏と同じように、対外貿易の国家独占は国家による貿易の独占経営と常に等しいものであって、改革をすることになれば、必ずや対外貿易の国家独占を否定しなければならなくなる、こういうように考えたわけではなかった。彼等は、現在行われている改革は貿易体制の改革であって、対外貿易の国家独占原則を改めているのではない、こう考えている。ソ連では、ソ連共産党の決めた貿易体制改革の決議に基づいて、いくつかの非対外貿易部門と企業にも対外貿易活動ができるようにしたわけであり、対外貿易の国家による独占経営という枠はずでに取っ払われたのである。しかし、1986年ソ連共産党の採択した決議「対外経済関係の管理の改善に関する措置」では、依然として、「将来ともに対外経済活動については、国家独占の原則を一貫してつらぬく」と明確に指摘している。1986年9月24日付プラウダ紙も「貿易体制の改革を推し進めるも、対外貿易の活動においては、国家独占の原則を終始一貫してつらぬく」と強調している。

ソ連の貿易体制改革案の起草、議論にも参画し、審査・決定にも加わったことのある学者で、「対外貿易」誌の編集責任者V・N・ドウシェンキン氏は、1987年4月11日北京の対外経済貿易大学を訪問したとき、ソ連の対外貿易の国家独占制の問題に触れて、次のような内容のことをはっきりと指摘した。ソ連の貿易体制改革というこの条件の中で、国家独占制は弱められることなく、さらに強化されたと。以前は、国を代表する一つの部が独占的に貿易を行っていたから、この部門の地位の影響が極めて大きく出る可能性があった。現在は部長会議副主席の指導する対外経済委員会が国を代表して、独占的に取り仕切るから、従来一つの部門が行っていたよ

りも、もっと広く全国的見地から全体の利益を考え、問題を処理することができるようになった。

ソ連で推し進められている貿易体制改革の中では、確かに対外貿易権を下放すると同時に、全国の対外貿易活動のマクロ的なコントロールと指導を強化する一連の措置が講じられている。例えば、部長会議に下属する対外経済委員会を設け、国家の対外経済関係の独占をもっと高いレベルの国家機構に集中させていった。ソ連で新しく成立した対外経済委員会はソ連の部長会議の常設機構で、全国の対外経済、貿易、貨幣、金融、科学技術の対外交流にかかわる活動の指導と調整に責任を持ち、対外経済政策と対外経済関係発展のグランドデザインの制定などに責任を持っている。これと同時に、従来対外貿易部と対外経済連絡委員会が全国の対外経済活動の指導と調整を行ってきた権限が取り消された。これらは各工業部門と対等の地位に置かれることとなった。対外貿易部と対外経済連絡委員会は、対外経済委員会の指導の下で、自己の職権の範囲内の活動を行うこととされた。

レーニンはずでに、1920年代にソ連で実践していた対外貿易の分散経営を調査分析した時、国家が独占的に対外貿易を行うというやり方でも、いろいろにレベルに分けて行うやり方や様々な形式がありうると述べている。絶対的な独占という場合は、ただ一つだけの国家機関に権限を与えて貿易を行う場合である。またある場合には、「寛容」な形の独占もありうるといっている。この場合には、対外経済活動の任務を遂行する形態ややり方は、機動的かつ多様でありうるといっているのである。レーニンはさらに、「対外貿易の絶対的な独占は、現在のような〈寛容〉な独占、それは疑いもなくいかなる状況の下にあっても独占であることにはかわりはないのだが、そのような独占と替えるものだ⁽⁵⁾」とも指摘している。

ソ連ばかりでなく、東欧の社会主義諸国でも、貿易体制改革という条件の下でも、国家が対外貿易を独占するという原則は堅持している。それは法律形式で基礎づけられている。例をあげれば、1971年ルーマニアで制定

(5) 「レーニン全集」、ロシア語版、第54巻 213頁。

された「対外貿易・経済及び科学技術協力活動法」第2条では、「ルーマニア社会主義共和国の対外貿易は、国家が独占的にこれを行う」と定められている。同法の第7条では、さらに具体的に次のように定めている。「対外貿易業務は、工業センター、センター規定に定められた権限をもつ単位、その他の生産単位で授権された技術サービス業務あるいは建設項目を担当する単位、対外貿易専門会社がこれを行う」⁽⁶⁾。ハンガリーの1974年の「対外貿易法」第1条では、「対外貿易は国家が独占的にこれを行うこととする」⁽⁷⁾と規定されている。ハンガリーの対外貿易の国家独占にかんする解釈はこうである。「対外貿易の国家独占とは、決して対外貿易部、あるいは対外貿易専門会社が独占的に貿易を行うという意味ではない。すなわち、何らかの組織の独占という意味ではない。独占権は部長会議に属する。部長会議は対外貿易活動を行う権限を対外貿易部に与えることもできるが、他の部にも与えることができる」⁽⁸⁾。

国家独占の原則と対外貿易の具体的な組織形態とは関連はあるが、また別のことである。国家の対外貿易独占という原則を堅持する場合にも、対外貿易系統と対外経済関連系統の会社に対外貿易権を与えることもできるし、工業部門の企業に対外貿易業務をやらせることもできる。モスクワ大学のかの著名なハミンスキー教授は、次のように指摘している。「このような趨勢は（対外貿易権力の下放を指す……原著者注）社会主義制度下の対外貿易の国家独占原則を損うものではない。まず第一に、形態はまったく同一というわけではないが、実際に対外貿易に関する市場活動を行っているあらゆる機関はすべて国営である。第二に、輸出入計画活動、貿易業務及び外国為替の使用の監督などといったことは、社会主義国家では、依然として、中央の国家機関が掌握しているからである」⁽⁹⁾。

(6) 童書興・孫家恒著「国外外貿管理体制」, 1980年11月, 対外貿易出版社, 106頁。

(7) 同上書, 145頁。

(8) 「匈牙利民主德國外貿体制改革」, 中国対外経済貿易出版社, 153頁。

(9) 法明斯基著, 金茂遠譯「当代国際貿易」, 中国語翻訳本, 中国対外経済貿易出版社, 1983年, 292頁。

筆者の考えは、従来の貿易体制は国家統制が多すぎて活力がなくなり、生産と販売もちぐはぐとなってしまう、経済効果や経済的利益などの点で弊害があるので、改革するのが理に適っているということなのである。また、商品・貨幣関係も発展させ利用すべきだと考える。しかし、改革が極端な方向へ行ってしまう、対外貿易の国家独占という原則まで否定して、全く自由経営を行うとか、体制の自由まで鼓吹するとしたら、社会主義事業に甚大な損害を与えることになる。

二 ソ連の対外貿易の国家独占制の成立とその存在理由

邱徳民氏は、「ソ連の対外貿易の国家独占制は、十月革命が勝利をおさめた直後の、特殊な歴史的条件下で生まれたものであり、対外貿易管理上における物財経済論の集中的な表現である」という。そして、それは、「レーニンが物財経済論の影響からまだ徹底的に抜け出しきっていないことに由来する⁽¹⁰⁾」という。レーニンの対外貿易の国家独占制にかんする論述はかなりあり、レーニンの考えがわかる人ならば、レーニンがこの制度の役割についてきわめて高い評価を与えていたことをよく知っている。レーニンがはっきりと述べている点、例えば、「このような独占がなければ、われわれは、‘貢物’を支払うことによって外国資本から‘のがれる’ことはできないであろう⁽¹¹⁾」とか、「わが国境が維持されているのは関税または国境の保護によるよりも、むしろ外国貿易の独占が存在することによる⁽¹²⁾」とか等々のことは、よく知られているところであろう。邱徳民氏の判

(10) 邱徳民『蘇聯外貿国家壟断制与我国的統一對外』、「國際貿易問題」, 1986年 第6期, 3頁。片岡幸雄・林家凡共訳『中国における貿易の国家独占制をめぐる論争（I）・ソ連の貿易の国家独占制と中国の統一對外貿易体制』, 『広島経済大学経済研究論集』, 第16巻第2号, 1993年, 111頁, 113頁。

(11) 「列寧全集」, 第27巻, 230-231頁。ソ同盟共産党中央委員会付属マルクス＝エンゲルス＝レーニン研究所編, マルクス＝レーニン主義研究所訳「レーニン全集」, 第27巻, 大月書店刊, 1966年, 255頁。

(12) 同上「全集」, 第33巻, 413頁。同上邦訳「全集」, 第33巻, 475頁。

断によると、レーニンが商品経済の利点と物財経済の不利な点をはっきり認識していたなら、対外貿易の国家独占制など採用しなかったであろうということだが、それでは対外貿易の国家独占制を採用しなかったなら、ソ連経済をどんな風を守っていったというのか。商品経済の発展によって守っていったというのか。

ソ連の対外貿易の国家独占制には、事実深い社会歴史的な必然性があるのであって、決して「物財経済論」の影響といったもので始末できるような代物ではない。

周知のように、ソ連の対外貿易の国家独占は十月革命の勝利後程なく、レーニンが首唱して実施されたものである。国家独占制の導入は、レーニンの指導するボルシェビキが社会主義という目標を実現しようとしたこととも関連しているし、当時のソビエトロシアのおかれていた国内外の環境とも関連している。

1917年の十月革命は社会主義的性格をもった革命であった。レーニンの指導するボルシェビキは外国資本と国内の私的資本との闘いに、対外貿易という経済上最も重要な命脈となる部門を国有化し、国家の掌中に独占した。これは社会主義に変革していくための重要な内容であり、理にも適っている。社会主義生産関係は生産手段の公有制を基礎とすることから、内外の市場で国家が生産物の販売を組織するのは至極当然のことである。生産手段の公有制は対外貿易の全人民所有なることを決定する。対外貿易の他と異なる点、つまり資本主義国家と直接関係が生ずるということから、国家がこの重要な部門を掌握することは、他のことに比べていっそう切実かつ必要度の高いところとなることは明らかである。そのようにしなければ、対外経済関係をまとめて、調節することもできなければ、社会主義計画経済を実行していくこともできない。このことが、ソ連が貿易の国家独占をやってきたことの基本的な要因である。

当時の厳しい内外の環境も、ソ連が対外貿易の国家独占を実行せざるをえなかった原因である。ソビエトロシアは革命の勝利後、自国よりも発展

水準が高く、実力もある、また自国を極度に敵視している西側帝国主義国に対して、軍事的に自国を守らなければならなかったのは当然のこと、経済的にも帝国主義の侵略から自己を守らなければならなかった。経済的に帝国主義の侵略を防ぐためには、対外貿易の国家独占を実行しなければならなかった。

注意すべきは、当時のソビエトロシアは農業国であり、輸出商品が主として農産物だった点である。国内の農産物の価格が国外の価格より極めて低い状況の下で、レーニンは対外貿易の国家独占を中心軸にすえることによって食糧の流出を防止し、国内の食糧の供給を確保することとしたのである。このことに対し、レーニンは次のように指摘している。

「亜麻はロシアでは4ルーブル50コペイカであるが、イギリスでは14ルーブルしている。われわれはみな、利子や利潤が急増するばあいには資本が内部的にどう変化し、勇敢になるかを、『資本論』で読んで知っている。……いったいどのような力が、農民や商人にきわめて有利な取引をさしひかえさせることができるのだろうか？ ……密貿易一般との比較は、どんなものでも絶対に正しくない。国境にいる専門の密貿易業者と全農民とは、全く別のものだからである。農民はつねに自分をまもるであろうし、彼‘自身の’利益をうばおうとする権力とたたかうであろう」⁽¹³⁾

輸入面では、経済発展水準が高く、さらに革命を極度に敵視している西側列強に対し、ブハーリンは関税によってソ連経済を保護していくことを主張した。これに対し、レーニンは次のように指摘した。

「工業プロレタリアートはけっして関税政策によることなしに、ただもっぱら外国貿易の独占によってロシアをまもらなければ、自国の工業を復興させ、ロシアを工業国にすることが絶対にできない」⁽¹⁴⁾

このほかに、1920年代のソ連の経済には、いろいろな経済構成要素が存在しており、社会主義の構成要素がまだ優位な地位を占めていなかったと

(13) 同上「全集」、第33巻、337-338頁。同上邦訳「全集」、第33巻、389頁。

(14) 同上「全集」、第33巻、415頁。同上邦訳「全集」、第33巻、477頁。

いう事情がある。このような条件の下では、対外貿易の独占を実行することなしには、対外貿易を資本主義分子の利潤強奪の手段ということから回避させる道はなく、また私的資本の跳梁を排除できる方法はない。対外貿易の国家独占によって始めて、対外貿易を社会主義国家の資金蓄積に貢献する対外貿易となすことができる。また、対外貿易の独占は農民の団結と労農同盟の強化にも役立つ。

時の推移につれて、ソ連の対外貿易の国家独占の役割にも著しい変化が生じた。初期のころには、主として産業保護の役割を果たしたが、その後は、国民経済の発展の促進に重点が移されてきた。しかし、基本原則に変わりはない。

したがって、ソ連の対外貿易の国家独占が、本来あるはずのない偶然的な現象であり、「物財経済論」の影響の結果であると捉える見解は、歴史発展の本来の事情に合致していない。

三 社会主義国家の対外貿易における統一対外の重要な役割

上に述べてきたように、またこれまで発表してきた拙著並びに拙論の中で再三にわたって強調してきたように、貿易体制改革、権限の下放、商品・貨幣関係の利用、こういったことを推し進めることによって、対外貿易の発展をはかっていかなければならないのは言うまでもない。また、それはまちががなく正しいことなのである。このようにしなければ、社会主義貿易を速やかに発展させることはできないし、生産企業も積極的、主体的に品質のすぐれた、競争力のある輸出商品を生産していくことはできない。しかし、われわれの発展させようとしているのは、社会主義の計画的な商品経済、つまり社会主義国家の指導とコントロールの下における商品経済であって、決していわゆる自由な商品経済ではない。すなわち、西側のいわゆる「自由放任」、「最も干渉の少ない政府こそ最もすぐれた政府」、「生産がひとりでに需要を創りだす」などといった論調は、もはや過去の歴史上の遺物にすぎない。社会主義の条件の下で、そのようなことなどとうて

いやっていきけるはずもない。

周知のように、わが国においても、対外貿易の権限を下放してからは、過当競争が相当な所までいっている。このため、利益が自国外に流出するといった現象が出てきている。この現象は貿易の統一対外という原則に悖る顕著な例といえる。問題の解決をしていかなければならないのは明白なことである。しかし、どのように解決していくのか。邱徳民氏は、「国内経済を活性化し、外に対して統一してことにあたる」(内活外統)という貿易体制こそが唯一の選択であるという。だが、「国内経済を活性化し、外に対して統一してことにあたる」ということの中に含まれている内容は何か。それはひとりでに実現できるのか。問題となるのは、いかにして統一対外なることの内容を実現するかである。

思想教育によって統一対外という問題を解決するのか。思想教育は常にやらなければならないし、教育も統一対外あるいは連合対外の強化といった面では、積極的役割を果たしうが、決してそれは万能というわけにはいかない。

国家が対外貿易の指導とマクロ的な管理を行っていく役割を担うことが、過当競争と貿易利益の自国外への流出を克服し、統一対外と連合対外を実際に確実にやっていくための保証となるということは、もうすでに実践の証明するところである。

ここ数年来、わが国政府機関は、対外貿易権の下放後に出てきた過当競争と貿易利益の自国外への流出という弊害に対して、有効な克服策を講じてきた。例えば、管理を一本にまとめるとか、輸出入許可証制度を採用するとか、対外貿易経営権の審査・批准制度を厳格にするとか、計画、外国為替、財務、税関、商品検査、商標管理などを強化するとか、商品分類別の各種形態の協会を組織するとか、端的な場合には一社あるいは二社の公司を指定して、特定の商品(例えば真珠、とうもろこし、綿布、麻織物、綿糸、麻糸、タングステン鉱石など)を統一経営させるなどの措置を講じてきた。これらの措置は、貿易経営権をもつ企業間の過当競争と貿易利益

の自国外への流出を克服するのに大きな役割を果たした。

わが国は目下貿易体制改革推進中で、対外貿易権の下放を行っているが、わが国の対外貿易が社会主義的性質のものであり、全人民所有制のものであることに変わりはない。したがって、わが国政府は資本主義国の政府より、貿易活動の指導、管理、コントロールの面でより大きな権限をもつ。貿易の経営権についていえば、資本主義の経営自由という体制の下では、資金や人材があり、貿易経営をやる意欲と能力があれば、だれでも貿易をやることができるが（当然営業許可証は取らなければならない）、われわれのような社会主義国では、国家が自国の国家利益にしたがって、企業に対して対外貿易権を与えるなり、取り消すなりする権限をもっている。

わが国では、解放後対外貿易については統制政策を実行してきたが、その本質はレーニンの対外貿易の国家独占思想をベースにして、わが国で実地にそれを運用してきたということになる。実体的内容としては、国全体の対外貿易の所有権、指導権、管理権をすべて国家が一手に握るということである。国家が国家自身特定した目的に合わせて設けた機構によって、対外貿易の管理を行うのである。わが国政府が対外貿易の中で指導し、管理し、コントロールする権限（これは社会主義の経済的基礎によって規定される）、また採用する様々な管理措置など、その本質は国家の対外貿易統制原則たることの具体的表われである。

邱徳民氏は、筆者が一論文⁽¹⁵⁾の中でのべている、レーニンの対外貿易の国家独占思想は統一対外を実現し、グループ・エゴイズムと分散主義に反対する強力な理論的武器であるという件に対し、それは筆者が、「国家の貿易独占制を貿易体制改革の指導思想となすべきものであると主張」したものだとし、ソ連の対外貿易の国家独占とわが国の統一対外とを同一に論じたものだという。ならばおたずねしよう。筆者の上述の議論から、どうして上の2つの結論が引き出せるのか。筆者の議論は一体どこが間違ってい

(15) 童書典『統一対外是發展我国対外経済貿易的客観需要』、「国際貿易問題」、1986年第2期。

るというのか。

それでは、対外貿易の国家独占は、統一対外ということと関係があるかどうか。関係があると答えなければなるまい。レーニンの対外貿易の国家独占思想は、社会主義の全人民所有という対外貿易活動の中で、国家が指導上、また管理上かなり大きな権力をにぎって、グループ・エゴイズムと分散主義から生ずる過当競争や貿易利益の自国外への流出といったよくない現象に対して、様々の効果的な措置をとり、一体としてまとめて確実に統一対外ということを実行していく、こういったことを意図したものであったのである。このことから分かるように、両者には極めて密接な関係がある。

マルクス・レーニン主義の真髄は、具体的な物事に対して、具体的に分析をしていくということである。独占と競争に対しても、具体的に分析を行っていかねばなるまい。今改革を行い、商品経済を發展させ、競争を提唱することは正しい。しかし、絶対化できるものでもないし、競争はすべてよくて、独占は全部よくないともいえない。独占というと、改革反対派だと思われる。実のところは、競争にはよい面もあればよくない面もある。例えば、これによって進歩が促進できるというのはよい面である。マルクス・レーニン主義の政治経済学は資本主義の基本的矛盾と盲目的競争は、過剰生産危機を引き起こすことを教えている。わが国企業の国外市場における過当競争も、貿易利益の自国外への流出を引き起こすところとなった。独占は、停滞と腐朽という全体的趨勢を生み出していく。これは、レーニンがかの名著「資本主義の最高段階としての帝国主義」の中で打ち出した有名な原理である。だが、レーニンはその同じ著作の中で、ヒルファーディングが資本主義が結合企業に変わっていく4つのメリットについて論じている点を引用している。このことから分かるように、レーニンは2つの面から独占問題を取り扱っているのである。わが国の対外貿易というこの領域の独占と競争にかんしても、具体的に分析を行っていかねばなるまい。

われわれの目標は、生気みなぎる社会主義経済体制を打ち立てることである。わが国の対外貿易における国家統制の原則、対外貿易に対する国家管理とコントロールを強化していくことにしても、体制改革以前のように決して国家が何でも自分でやるということであってはならず、マクロ面で十分なコントロールをし、ミクロ面で活性化をはかっていくという道をとっていくのだということなのである。